

評議員及び役員報酬等規程

社会福祉法人 同仁会

社会福祉法人同仁会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この評議員及び役員報酬等規程は、社会福祉法人同仁会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「評議員等」という）の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員等には、業務の執行に応じて、次の各号のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び退職金を支給する。ただし、第2号に掲げる費用弁償は行わないものとする
 - (2) その他の評議員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表第3のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表第3の費用弁償額を超える場合は、法人旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。
- 2 理事長に対する退職金は、円満に任期を満了、又は辞任し、あるいは死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 評議員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 理事長の退職金及び弔慰金については、別表第2に定める算式により算出される額、ただし、算式に係る係数については、理事会で決定する
- (3) 費用弁償については、別表第3に定める額
- (4) 評議員等が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する

(弔慰金の支給)

第4条 評議員等の弔事に対しては、次のとおり弔慰金を支給する。

ただし、理事長については第3条（2）に定めるところによる。

また、選任後1ヶ月未満の場合は、別途理事会において協議する。

- (1) 評議員及び役員 10,000円及び花輪1基（20,000円相当）
 - (2) 評議員及び役員の配偶者 10,000円
- 2 特別な事情で前項に定めるところにより難いと認められるときは、理事長の判断により弔慰金の額を変更することができる。

(職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

2 前項の規定は、常勤、非常勤の別を問わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 評議員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、直近前日の銀行営業日とする

(2) 退職金及び弔慰金は、任期の満了、又は辞任、あるいは死亡により退任した後3ヶ月以内に支給する

(3) 費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する

(4) 旅費は、当該出張の都度、支給する

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から、土曜日及び日曜日、並びに祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程の制定をもって、役員報酬規程は廃止とする。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（評議員等の報酬）

報酬区分	報酬額
理事長報酬	月額 500,000円
計算根拠等	①週2回出勤し、業務執行状況の徴取及び決裁を行う 2回×4週で計算 ただし、8回以上出勤した月においても、8回として扱う 1回 50,000円×8回=400,000円 ②理事長としての職務に対する報酬 月額 100,000円

別表第2（理事長の退職金及び弔慰金算定式）

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}$$

※上記在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。ただし1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる

別表第3（費用弁償）

（1）評議員

区分	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

（2）理事

区分	日額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

（3）監事

区分	日額
理事会への出席	5,000円
監事監査への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円